

資料編

1

改定の経緯

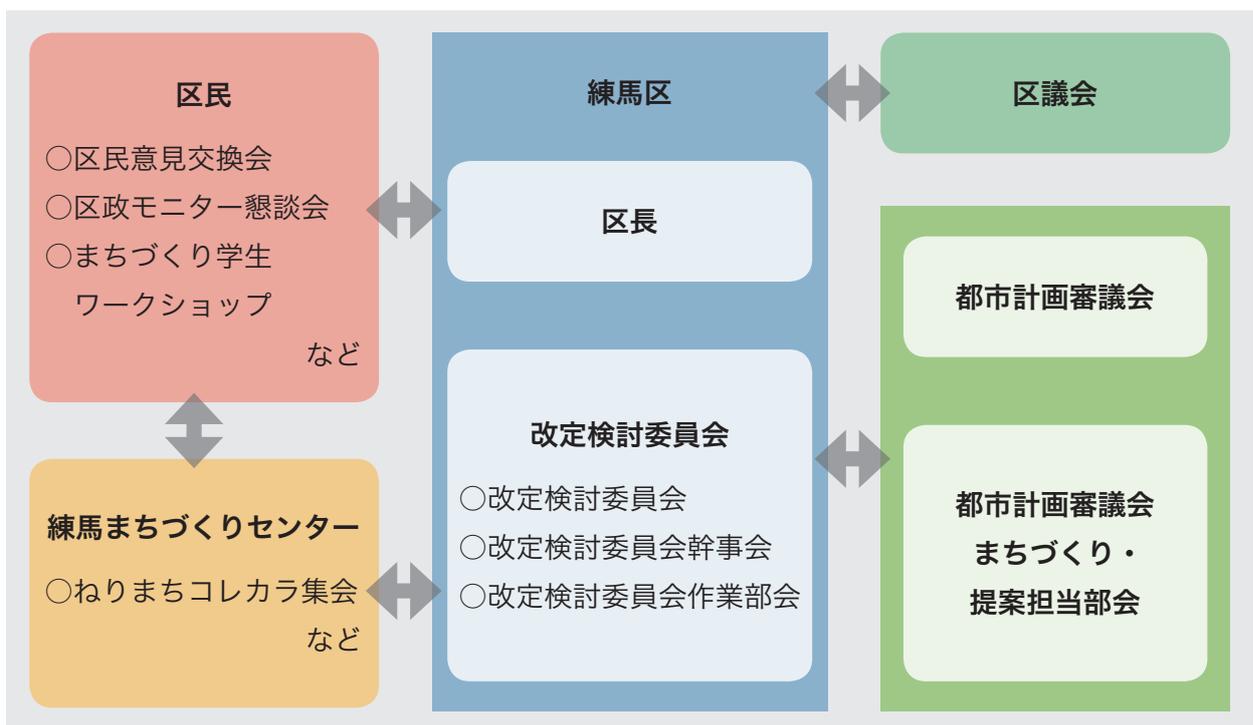
練馬区都市計画マスタープランは、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（平成27年（2015年）3月）」のまちづくり分野の計画として、練馬区における都市計画の全体像、個別の都市計画の方針を示します。

改定にあたっては、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「まちづくり条例」という。）の規定に基づき手続きを進めました。実施状況報告書の作成後、練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会で変更素案を検討し、いただいたご意見や区議会、練馬区都市計画審議会での議論を踏まえ、変更原案・変更案を検討しました。

また、検討に際しては、アンケート調査をはじめ、区民意見交換会等を実施し、さまざまな形で、区民の参画や区民との協働に取り組み、区民意見の把握に努めました。並行して、「ねりまちコレカラ集会」など練馬まちづくりセンターによる区民意見の聴取を行いました。

さらに、議会の意見を聴くというまちづくり条例の規定を踏まえ、平成24年以来、適時10回にわたり、環境まちづくり委員会への報告を行いました。また、平成27年第四回練馬区議会定例会においてこれまでの経過を報告しました。最終的には、練馬区都市計画審議会の議を経て、平成27年12月に練馬区都市計画マスタープランの改定計画を正式に決定しました。

□改定練馬区都市計画マスタープラン検討体制



(1) 練馬区まちづくり条例手続き

ア 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書の縦覧

縦覧期間	縦覧・意見書
平成25年1月11日(金)～2月1日(金)	縦覧：0件 意見書：9通(42件)

イ 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書説明会

開催回数	開催日時		開催場所	参加者数
第1回	1月19日(土)	10:00～11:30	石神井庁舎	1名
第2回		14:00～15:30	練馬区役所	3名
第3回	平成25年	1月21日(月)	関区民センター	3名
第4回		1月22日(火)	勤労福祉会館	5名
第5回		1月24日(木)	光が丘区民センター	5名

※参加者延べ17名・意見数55件

ウ 練馬区都市計画マスタープラン変更原案の縦覧

縦覧期間	縦覧・意見書
平成27年5月11日(月)～6月1日(月)	縦覧：2件 意見書：20通(50件)

※意見書の提出期間は、練馬区まちづくり条例の規定により、平成27年5月11日(月)～6月4日(木)

エ 練馬区都市計画マスタープラン変更原案説明会

開催回数	開催日時		開催場所	参加者数	
第1回	平成27年	5月15日(金)	18:30～20:00	北町地区区民館	0名
第2回		5月16日(土)	14:00～15:30	光が丘区民センター	3名
第3回		5月21日(木)	18:30～20:00	大泉図書館	11名
第4回		5月23日(土)	14:00～15:30	練馬区役所	24名
第5回			18:00～19:30	石神井庁舎	11名
第6回		5月26日(火)	18:30～20:00	関区民センター	11名
第7回		5月28日(木)	18:30～20:00	貫井福祉園	4名

※参加者述べ64名・意見数67件

オ 練馬区都市計画マスタープラン変更案の縦覧

縦覧期間	縦覧・意見書
平成27年9月1日(火)～9月15日(火)	縦覧：2件 意見書：12通(31件)

(2) 区民意見の聴取

ア 区民アンケート

調査期間	内容等	
平成24年9月14日(金) ～10月12日(金)	練馬区都市計画マスタープラン 見直しに向けた区民アンケート	配布数 3,000票 回収数 885票 (回収率 29.5%)

※当初締切は10月4日(木)

イ ワークショップ (ワールドカフェ)

開催日時		開催場所	内容	参加者数
平成24年 11月4日(日)	15:40～17:00	練馬区職員研修所	ワールドカフェ方式(ねり まのまちの今・これから)	13団体 30名

ウ まちづくり関係団体等の意見聴取 (ヒアリング)

開催回数	開催日		参加者	参加者数
第1回	平成25年	1月16日(水)	東京建築士会練馬支部・景観部会	3名
第2回		1月17日(木)	川と水辺を楽しむプロジェクト	1名
第3回			まっぷす	2名
第4回		1月23日(水)	早めの計画	1名
第5回			ねりま市民相談ネット	5名

※参加者延べ5団体12名・意見数15件

エ 練馬区都市計画マスタープラン区民意見交換会

開催回数	開催日時		内容	参加者数	
第1回	平成25年	5月15日(水)	18:30～20:30	土地利用、防災・防犯、福祉のまちづくり、住まいと暮らし、コミュニティ	45名
第2回		6月12日(水)	18:30～20:15		41名
第3回		7月10日(水)	18:30～20:15		35名
第4回		7月31日(水)	18:30～20:15	交通、産業・観光、みどり と水、農、景観、エコ・環境、 実現方策	36名
第5回		8月28日(水)	18:30～20:15		31名
第6回		9月18日(水)	18:30～20:15		36名
第7回		10月9日(水)	18:30～20:15	都市計画マスタープランの 7つの地域について (第1～第7地域)	37名
第8回		10月30日(水)	18:30～20:30		40名
第9回		11月20日(水)	18:30～20:30		36名
第10回	平成26年	2月19日(水)	18:30～20:30	まとめの会	29名

※参加者延べ366名

オ 区政モニター懇談会

開催回数	開催日時		開催場所	内容	参加者数	
第1回	平成25年	9月12日(木)	19:00 ～ 20:30	練馬区役所	練馬の魅力を 活かしたまち づくりについ て	12名
第2回		9月13日(金)	19:00 ～ 20:30	石神井公園区民 交流センター		8名

※各回定員15名で募集

カ まちづくり学生ワークショップ

開催日時		開催場所	内容	参加者数
平成25年 10月29日(火)	14:40～16:10	武蔵大学	練馬の「魅力をアップする方法」 「キャッチフレーズ」を考える等	17名

(3) 議会・都市計画審議会への報告等

ア 議会

開催日		内容
平成27年	12月11日(金)	平成27年第四回練馬区議会定例会・本会議 【環境まちづくり委員会委員長報告】

イ 環境まちづくり委員会

開催日		内容
平成24年	7月12日(木)	練馬区都市計画マスタープランの改定について
	10月 4日(木)	練馬区都市計画マスタープラン改定に係る実施状況報告書の作成について
	12月19日(水)	練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書について
平成25年	3月11日(月)	練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について
	5月21日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案の作成について
	11月12日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案中間のまとめについて
平成26年	5月27日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案の検討結果（答申）について
平成27年	3月11日(水)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案について
	8月27日(木)	練馬区都市計画マスタープラン変更案について
	11月 5日(木)	練馬区都市計画マスタープラン変更について

※平成27年12月9日（水）環境まちづくり委員会委員長報告（案）【まとめ】

ウ 練馬区都市計画審議会

開催回数	開催日	内容
第184回	平成24年	7月25日(水) 練馬区都市計画マスタープランの改定について
第186回		11月 5日(月) 練馬区都市計画マスタープラン改定に係る実施状況報告書の作成について
第187回		12月26日(水) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書について
第188回	平成25年	3月21日(木) 練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について
第189回		7月 3日(水) 練馬区都市計画マスタープラン変更素案の作成について
第191回		11月 8日(金) 練馬区都市計画マスタープラン変更素案中間のまとめについて
第195回	平成26年	5月27日(火) 練馬区都市計画マスタープラン変更素案の検討結果（答申）について
第200回	平成27年	3月16日(月) 練馬区都市計画マスタープラン変更原案について
第202回		8月27日(木) 練馬区都市計画マスタープラン変更案について
第204回		12月24日(木) 練馬区都市計画マスタープラン変更について 【諮問および答申】

※「開催回数」は、練馬区都市計画審議会の開催回数

(4) 検討過程

ア 練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会

開催回数	開催日		内容
第1回	平成24年	11月16日(金)	練馬区都市計画マスタープラン改定に係る実施状況報告書の作成について【報告】
第2回	平成25年	2月20日(水)	練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について【報告】
第3回		4月26日(金)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案の作成について【諮問】
第4回		6月17日(月)	練馬区都市計画マスタープラン分野別まちづくりの方針について①
第5回		7月19日(金)	練馬区都市計画マスタープラン分野別まちづくりの方針について②
第6回		9月30日(月)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案中間のまとめについて
第7回		11月14日(木)	練馬区都市計画マスタープラン実現化方策・地域別指針について(まとめ)
第8回		12月19日(木)	練馬区都市計画マスタープラン地域別指針について
第9回		平成26年	1月16日(木)
第10回	2月 3日(月)		練馬区都市計画マスタープラン実現化方策・地域別指針について
第11回	5月16日(金)		練馬区都市計画マスタープラン変更素案の検討について【答申】
第12回	平成27年	4月14日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案について【報告】

イ 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会

開催回数	開催日		内容
第1回	平成24年	7月 3日(火)	練馬区都市計画マスタープランの改定について
第2回		12月 4日(火)	練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書について
第3回	平成25年	2月25日(月)	練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について
第4回		4月16日(火)	練馬区都市計画マスタープランの改定について
第5回		10月15日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案中間のまとめ(検討版)について
第6回	平成26年	2月18日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案について
第7回		7月 3日(木)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案・検討版について
第8回	平成27年	2月24日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案・検討版について
第9回		7月15日(水)	練馬区都市計画マスタープラン変更案について

ウ 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会

開催回数	開催日		内容
第1回	平成24年	7月 5日(木)	練馬区都市計画マスタープランの改定について
第2回		10月17日(水)	練馬区都市計画マスタープラン改定に係る実施状況報告書の作成について
第3回		11月19日(月)	練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書について
第4回	平成25年	2月22日(金)	練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について
第5回		4月16日(火)	練馬区都市計画マスタープランの改定について
第6回		6月20日(木)	練馬区都市計画マスタープラン分野別まちづくりの方針について（ともに住むまち、安全・安心のまち）
			練馬区都市計画マスタープラン分野別まちづくりの方針について（活動的にぎわいのあるまち、みどりと水のまち、環境と共生するまち）
第7回		10月 4日(金)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案中間のまとめ（検討版）について
第8回	平成26年	1月17日(金)	練馬区都市計画マスタープラン実現化方策・地域別指針について
第9回		6月11日(水)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案・検討版について
第10回		10月16日(木)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案・検討版について
第11回		平成27年	1月14日(水)
第12回	6月10日(水)		練馬区都市計画マスタープラン変更原案について

※平成24年6月～平成25年3月 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会検討部会
 ※平成25年4月～ 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会

エ 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会作業部会

開催回数	開催日		内容
第1回	平成24年	10月 9日(火)	練馬区都市計画マスタープランの改定に係る実施状況報告書の作成について
第2回	平成25年	5月22日(水)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案の作成について
第3回	平成26年	4月 8日(火)	練馬区都市計画マスタープラン変更素案について
第4回	平成27年	5月18日(月)	練馬区都市計画マスタープラン変更原案について

(5) 練馬まちづくりセンターの活動経緯（都市計画マスタープラン連動事業）**ア ねりまちコレカラ集会**

開催回数	開催日		内容
第1回	平成25年	3月20日(水)	「これから10年間の住民主体のまちづくりを考える上でのキーワード（視点）」について（話し合いと共有）
第2回		11月23日(土)	「これから10年で住民主体のまちづくりを進めていく上でのコツ」について（話し合いと共有）
第3回	平成26年	3月21日(金)	「これから10年で住民主体のまちづくりを進めていく上でのコツ」について（掘り下げとまとめ）

イ まちづくり講座

開催回数	開催日		内容
第1回	平成25年	9月28日(土)	「わたしのまちづくり」3人の方法
第2回	平成26年	3月 8日(土)	私たちの居場所づくり ～まちとのつながりを創る～

ウ まちづくりカフェ

開催回数	開催日		内容
第1回	平成25年	1月25日(金)	元まちセンスタッフが語る まちセンのできるまで・できたあと
第2回		2月12日(火)	U35まちづくりワカモノ会議
第3回		5月19日(日)	まちの風土と暮らしを心地よくつなぐ『いち』
第4回		6月21日(金)	子育てサロンで地域デビュー
第5回		7月19日(金)	図書館、まちづくり的大活用！
第6回		9月20日(金)	町会座談会 心地よく安心して暮らせる地域づくりを語りあう
第7回		10月18日(金)	活動拠点を開くってどういうこと？ ～暮らしとまちがつながる まちなかスペース活用法～

2 改定の経緯（区民意見の聴取）

(1) 都市計画マスタープランの改定にあたって

都市計画マスタープランは、区が策定するまちづくりの基本計画（方針）です。まちづくりの目標は、区民にとって安全で快適な、住みやすく、魅力あるまちをつくることです。

そのため、前都市計画マスタープラン策定の際は、練馬区で初めての試みとして、区民意見を反映するため主体的活動を通じた区民参加を実施しました。

今回の改定では、改定の方針に基づき、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）の規定に基づく意見聴取の他、区民意見交換会等様々な区民参加の機会を設けました。

【改定の方針】

社会経済情勢の変化等に対応する

基本的な内容を踏まえ、わかりやすくする

多様な方法で区民の意見を反映する

(2) 区民意見の聴取

ア 区民意識調査

区民の方3,000名（無作為抽出）を対象に、まちの現状やまちづくりについてのアンケートを実施しました。

「まちなぎわいや楽しさ」、「電車やバス、自転車などの利用しやすさ」、「道路の歩きやすさや快適性」、「地域の安全・安心」、「地域の自然環境」、「省エネルギー対策」、「地域の暮らしや環境」等、都市計画マスタープランの分野別まちづくりの方針に沿った23項目についてお聞きしました。

イ ワークショップ（ワールドカフェ）

練馬まちづくりセンター主催のまちづくり活動助成の中間報告会終了後に、まちづくり活動団体の方に参加いただきました。

ワールドカフェというワークショップの手法を使い、「ねりまのまちの今・これから」について、グループに分かれ話し合いをしました。

ワールドカフェで
練馬のまちを語ろう!

カフェのような雰囲気の中、
みんなで練馬のまちの今やこれからを
語り合ってみませんか？

練馬まちづくりセンターのまちづくり活動助成の中間報告会との併行イベントです

日時：平成24年11月4日（日）午後15時40分～17時
場所：練馬区職員研修所
練馬区豊玉北5-27-2 練馬駅より徒歩約10分

ワールド・カフェとは？
話し合いの方法の1つです。
各テーブルに1つずつ「お題」を用意しますので、皆さんは自分のお題に入ったお題を選び、飲み物を片手にフラッシュに話し、交流します。
時間がたったら全員が別のテーブルに移動します。それを2～3回繰り返して、複数のテーマについて話し合います。
カフェマスターがみんなを話し合えるように調整をつくり、標準紙に記録します。

お題と内容（予定）

- ★まちづくりの目標
- ★まちづくりの現状
- ★まちの暮らし、心地よさ
- ★みどり・みず・生き物
- ★まちづくり、まちのにぎわい
- ★緑・地球温暖化

語り合った結果は？
区が目標とするまちの将来像などを描いた「都市計画マスタープラン」の策定を平成24年度からの3年間で行うこととしました。
結果は、都市計画マスタープラン策定の内容を検討するのための資料とさせていただきます。

★お題はどうなってる？
★この内容がまちづくりの目標と関係あるの？
★お題のなかに何を話せばいいの？

問い合わせ・申込については裏面をご覧ください。

ワールドカフェ募集ちらし

ウ まちづくり関係団体等の意見聴取

まちづくり活動助成（練馬まちづくりセンター事業）を受けている団体を中心に、まちづくり関係団体へのヒアリングを、都市計画マスタープラン実施状況報告書の公表に合わせ行いました。

都市計画マスタープラン実施状況報告書、都市計画マスタープランの改定、今後のまちづくりの進め方などについて、ご意見をいただきました。

エ 練馬区都市計画マスタープラン区民意見交換会

「練馬区都市計画マスタープラン区民意見交換会～ねりまのまちを語ろう！～」と題して、公募区民の方に集まっていただき、練馬まちづくりセンターも協力して合計10回ワークショップを開催しました。

第1回から第6回までは、都市計画マスタープランの分野別まちづくりのテーマに沿って、第7回から第9回までは7つの地域に分かれて、それぞれ課題を出し合い、それを解決するための提案を出してまとめました。

第10回目では、「まとめの会」として、第1回から第9回までの内容を充実するために、「まちづくりのキーワード（手がかりとなる単語）」を出し合い、提案についてさらに検討しました。



左上：区民意見交換会の話し合い
 上：区民意見交換会募集ちらし
 右上：区民意見交換会ニュース
 右下：まとめの会

オ 区政モニター懇談会

練馬区では、区民の皆さまのご意見等を区政に反映させるために、区政モニター制度を設けています。

その区政モニターの方に、「ねりまらしさ」について、またそれをどの様にまちづくりに活かし、住みやすいまちにするか等について、自由にご意見をいただきました。

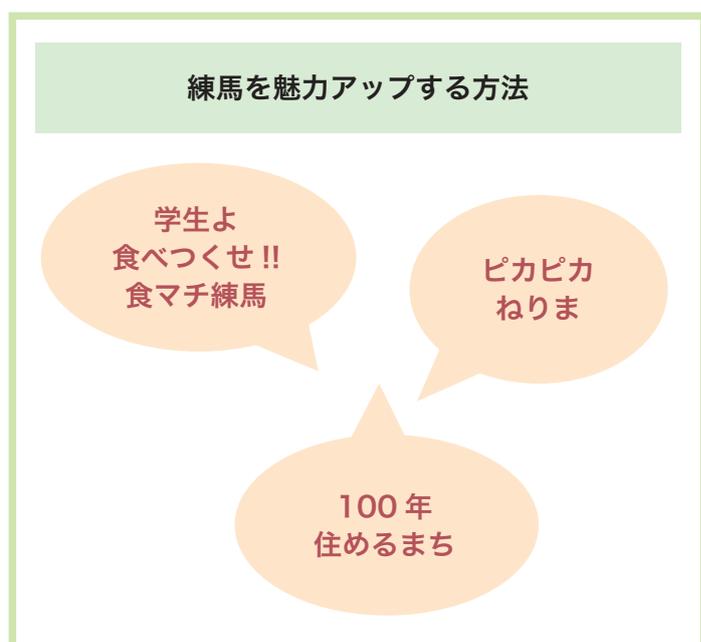


区政モニター懇談会（石神井）

カ まちづくり学生ワークショップ

武蔵大学経済学部黒岩ゼミの学生対象のワークショップを実施し、「学生」の視点から「練馬のまち」について普段感じていることを話してもらいました。

グループに分かれ練馬の「良い・悪いところ」や「練馬の魅力をアップする方法」について話し合いをしました。最後に「魅力アップ」のアイデアを表すキャッチフレーズを考えました。



魅力アップのアイデアのキャッチフレーズ



話し合いの様子

(3) 練馬まちづくりセンター主催のイベント

練馬まちづくりセンターは、区民の主体的な活動を支援するとともに、区民・事業者・行政を中間的な立場でつなぐ、まちづくりの中間支援組織として、平成18年に開設されました。今回の都市計画マスタープランの改定にあわせ、区と連携して都市計画マスタープランに関連した内容に沿ったイベント（事業）を実施しました。

ア ねりまちコレカラ集会

住民主体のまちづくりの方向性を検討するために平成25年3月から平成26年3月まで「ねりまちコレカラ集会」を3回開催しました。

これから10年間の練馬における「住民主体のまちづくり＝区民自らが主役となって出来そうなまちづくり」について考えました。



第2回ねりまちコレカラ集会

イ まちづくり講座

まちづくりに関する情報や学習の機会の提供を目的とした講座です。

これからのまちづくりの担い手となる若い世代が楽しみながらまちと関わる方法やそのアイデア等、テーマに沿ったゲストを招いて事例を紹介しながら、参加者同士による意見交換を行いました。



まちづくり講座「私たちの居場所づくり」

ウ まちづくりカフェ

これからのまちづくりを考える上でのキーワード（手がかりとなる単語）を話題にしてまちづくり活動者が一般参加者と一緒に語り合う会です。

まちの魅力のプロデュース方法やまちづくりで活動するための活動拠点等のテーマで、これからのまちづくりにとって大切な住民の役割やまちづくりの実現方向等について語り合いました。

(4) まちづくりカルテ

区民意見交換会等で寄せられた都市計画マスタープランおよび区のまちづくりへのご意見等を別冊としてまとめました。

前都市計画マスタープランの地域別指針の地域カルテの「カルテ」を継承し、名称を「まちづくりカルテ～区民意見交換会等で寄せられた意見および提案のまとめ～」としました。



まちづくりカルテ

3 改定の経緯（参考）

年度	平成24年度									平成25年度																
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
議会・委員会	改定着手報告 7/12			報告書作成報告 10/4		報告書報告 12/19			方針等報告 3/11		素案作成報告 5/21						中間のまとめ報告 11/12									
都市計画審議会	改定着手報告 7/25			報告書作成報告 11/5	報告書報告 12/26				方針等報告 3/21			素案作成報告 7/3					中間のまとめ報告 11/8									
都市計画審議会・部会				改定着手等報告 11/16				方針等報告 2/20		諮問 4/26	分野別① 6/17	分野別② 7/19		中間のまとめ 9/30		地域別等 11/14	地域別 12/19	まちづくりカルテ 1/16	実現化方策等 2/3							
庁内検討委員会等	委員会 第1回 7/3					第2回 12/4		第3回 2/25		第4回 4/16					第5回 10/15				第6回 2/18							
	部会・幹事会 第1回 7/5		第2回 10/17	第3回 11/19			第4回 2/22		第5回 4/16	第6回 6/20				第7回 10/4			第8回 1/17									
	作業部会		第1回 10/9	ヒアリング					第2回 5/22					素案確認作業												
区民意見の聴取・他	区民アンケート 9/14-10/12	ワールドカフェ 11/4		報告書公表 意見書 縦覧 1/11-2/1	報告書説明会 第1回 1/19 第2回 1/19 第3回 1/21 第4回 1/22 第5回 1/24	ヒアリング 1/16 1/17 1/23	まちカフェ 1/25	まちカフェ 2/12	コレカラ集会 3/20	区民意見交換会 分野別前半 第1回 5/15 第2回 6/12 第3回 7/10 分野別後半 第4回 7/31 第5回 8/28 第6回 9/18 地域別(7地域) 第7回 10/9 第8回 10/30 第9回 11/20 まとめの会 第10回 2/19									モニター懇談会 9/12 9/13	まちづくり学生WS 10/29	まち講座 9/28	まちカフェ 9/20	まちカフェ 10/18	コレカラ集会 11/23	まち講座 3/8	コレカラ集会 3/21

平成26年度													平成27年度										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
	素案報告 5/27										原案報告 3/11				案報告 8/27			改定報告 11/5	本会議 12/11				
	素案報告 5/27										原案報告 3/16				案報告 8/27				付議・答申 12/24				
	答申 5/16											原案報告 4/14											
			第7回 7/3								第8回 2/24				第9回 7/15								
		第9回 6/11			第10回 10/16					第11回 1/14				第12回 6/10									
第3回 4/8	原案確認作業											第4回 5/18	案確認作業										
都市計画区域マスタープラン (改定)意見照会												東京都との調整											
みどりの風吹くまち ビジョン(策定)												原案公表 5/11-6/1 意見書 5/11-6/4	案公表 9/1-9/15 意見書	改定計画決定 12/28	改定計画公表 1/21								
												原案説明会 第1回 5/15 第2回 5/16 第3回 5/21 第4回 5/23 第5回 5/23 第6回 5/26 第7回 5/28											

4 条例・規則・要綱

(1) 練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）

都市計画マスタープラン関係抜粋

第2章 まちづくりの計画

（まちづくりの計画）

第4条 区におけるまちづくりの計画は、法第18条の2第1項の規定に基づき区の都市計画に関する基本的な方針として定められた練馬区都市計画マスタープランの全体構想および地域別指針（以下「都市計画マスタープラン」という。）のほか、つぎに掲げる計画等とする。

- (1) 第24条に規定する総合型地区まちづくり計画
- (2) 第40条に規定する重点地区まちづくり計画
- (3) 法第12条の4第1項各号に掲げる地区計画等（以下「地区計画等」という。）
- (4) 建築基準法第69条に規定する建築協定
- (5) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月練馬区条例第79号）第13条第1項に規定する郷土景観保全計画
- (6) 練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号）第8条第1項に規定する景観計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに関する計画、指針、基準等のうち区長が指定するもの

2 区、区民等および事業者は、前項のまちづくりの計画を遵守しなければならない。

（都市計画マスタープランの変更手続）

第5条 区長は、都市計画マスタープランを変更するに当たり、その変更の案の内容となるべき事項（以下「変更の原案」という。）

を作成しようとするときは、第135条に規定する練馬区都市計画審議会の部会（以下「部会」という。）による検討結果を踏まえるものとする。

- 2 区長は、前項に規定する変更の原案を作成するに当たり、住民等の意見を反映させるため、必要な措置を講じるものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により都市計画マスタープランの変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し、公表するものとする。
- 4 区長は、変更の原案を作成したときは、その旨およびつぎに掲げる事項を公告し、当該変更の原案を当該公告の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供するとともに、説明会を開催しなければならない。
 - (1) 変更の原案の縦覧場所および縦覧期間
 - (2) 説明会の開催日時および開催場所
- 5 区民等は、前項の規定による公告があったときは、同項の縦覧期間満了の日または同項に規定する説明会が終了した日の翌日から起算して1週間経過した日のいずれか遅い日までに、縦覧に供された変更の原案について意見書を区長に提出することができる。

6 区長は、都市計画マスタープランの変更の案（以下「変更の案」という。）を作成したときは、その旨ならびに変更の案の縦覧場所および縦覧期間を公告し、前項の規定により提出された意見書の要旨および当該意見書に対する区の見解書を添えて、当

該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 7 区民等は、前項の規定による公告があったときは、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された変更の案について意見書を区長に提出することができる。
- 8 区長は、前項の規定により提出された意見書の要旨を添えて、変更の案を第127条に規定する練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議し、当該審議会の議を経て、都市計画マスタープランの変更の決定をするものとする。
- 9 区長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、練馬区議会（以下「議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 10 区長は、都市計画マスタープランの変更を決定したときは、その旨ならびに第7項の規定により提出された意見書の要旨および当該意見書に対する区の見解書を公表するものとする。

（都市計画マスタープランの一部変更手続）

第6条 区長は、つぎに掲げる場合において、都市計画マスタープランの一部を変更する必要があると認めるときは、前条第1項から第5項までの規定を適用しないことができる。

- (1) 法第19条第1項に規定する都市計画の決定または法第21条第1項に規定する都市計画の変更をしようとする場合
- (2) 第27条に規定する総合型地区まちづ

くり計画の認定をしようとする場合

(3) 第45条（第46条において準用する場合を含む。）に規定する重点地区まちづくり計画の決定または変更をしようとする場合

- 2 区長は、前項に規定するもののほか、都市計画マスタープランの一部について、緊急に変更する必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、前条第1項から第5項までの規定を適用しないことができる。

第7章 組織

（部会）

第135条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項および審議会の議決により付託された事項を処理するため、審議会に部会を置く。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、専門の知識および経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 5 部会は、審議会の求めがあったときは、必要な事項を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織および運営について必要な事項は、規則で定める。

(2) 練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）

都市計画マスタープラン関係抜粋

（都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書の作成および公表に係る措置）

第3条 区長は、条例第5条第3項に規定する都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書（以下この条において「報告書」という。）を作成するときは、あらかじめ、評価の対象、評価の方法その他報告書の作成に必要な事項を定めるものとする。

2 区民等は、条例第5条第3項の規定による報告書の公表があったときは、公表の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、当該報告書について、意見書を区長に提出することができる。

（部会の設置等）

第78条 審議会は、部会について、その担任する事項を定め、常設の部会（以下「常任部会」という。）を設置するものとする。

2 審議会は、部会について、その担任する事項を定め、臨時の部会（以下「臨時部会」という。）を設置することができる。

（部会の組織）

第79条 部会は、審議会の委員および条例第135条第3項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね10人以内をもって組織する。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（部会の委員の任期）

第80条 常任部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第2号に掲げる常任部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 審議会の委員（条例第129条第1項第1号および第3号の委員に限る。）である常任部会の委員 審議会の委員の任期

(2) その他の常任部会の委員 2年以内で審議会の会長が指定する期間

2 常任部会の委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

3 臨時部会の委員の任期は、当該部会の設置期間とする。

（部会長および副部会長）

第81条 部会に部会長および副部会長を各1人置く。

2 部会長および副部会長は、部会の委員のうちからそれぞれ部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第82条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会の委員の3分の2以上をもって決する。

（意見聴取等）

第83条 部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、区に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

（会議の公開）

第84条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第85条 部会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会務について、部会長および部

会の委員を補佐する。

(庶務)

第86条 部会の庶務は、都市整備部において処理する。

(部会の運営に関する委任)

第87条 第78条から前条までに規定するもののほか、部会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

□都市計画マスタープラン改定に係る

練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会委員名簿 ※1

区分 ※2	氏名	職業・推薦団体等
部会長 審議会委員	只腰 憲久	会社役員 (平成26年5月まで)
部会長 同上	田崎 輝夫	会社役員 (平成26年6月から)
副部会長 特別委員	柳沢 厚	一級建築士・技術士
審議会委員	岩井 立雄	公募区民 (平成25年6月まで)
同上	長谷川 泰彦	公募区民 (平成25年7月から11月まで)
同上	関 知加子	公募区民 (平成25年12月から)
同上	竹内 健	東京都建築士事務所協会練馬支部推薦・一級建築士 (平成25年11月まで)
同上	田中 正裕	東京都建築士事務所協会練馬支部推薦・一級建築士 (平成25年12月から)
同上	岩崎 和夫	東京都宅地建物取引業協会練馬区支部推薦
特別委員	加藤 仁美	一級建築士・東海大学教授
同上	櫻井 秀昭	東京あおば農業協同組合推薦
同上	田村 晴久	NPO法人練馬まちづくりの会
同上	吉岡 令子	東京建築士会練馬支部・一級建築士
同上	黒田 叔孝	練馬区都市整備部長 (平成25年3月まで)
同上	八十島 護	練馬区土木部長 (平成25年3月まで) 練馬区都市整備部長 (平成25年4月から平成26年5月13日まで) 練馬区土木部長 (平成27年4月から)
同上	宮下 泰昌	練馬区都市整備部長 (平成26年5月14日から)
同上	鷺田 功	練馬区土木部長 (平成25年4月から平成27年3月まで)

※1 改定着手報告 (平成24年11月) から変更原案報告 (平成27年4月) まで

※2 まちづくり条例施行規則第79条および第81条の規定に基づく

(3) 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

平成24年6月29日

24練都第189号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく練馬区の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するに当たり、総合的見地から検討を行うため、練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、つぎに掲げる事項を所掌し、その結果を区長に報告する。

- (1) 都市計画マスタープランの実施状況の報告書に関する事項
- (2) 都市計画マスタープランの改定案の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの改定に関し、区長が必要と認める事項

(委員会の組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討委員会幹事会)

第6条 検討委員会に練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、検討委員会の指示に基づき、第2条各号に規定する事項について協議および調整を行い、その結果を検討委員会に報告するものとする。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事で組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 幹事長は、都市計画マスタープランの分野別まちづくりの方針の内容を検討するため必要に応じて、幹事を招集し、部門ごとの会議を開催することができる。

(作業部会)

第7条 幹事会に練馬区都市計画マスタープラン改定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、幹事会の指示に基づき、第2条各号に規定する事項について実務的な見地から調査および研究を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。

3 作業部会は、部会長および委員で組織し、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要に応じて、委員以外の者

を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会ならびに幹事会および作業部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(練馬区都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 練馬区都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱（平成11年7月19日練都都発第50号）は、廃止する。

付 則（平成25年5月24日25練都都第97号）

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年4月16日26練都都第24号）

この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年3月30日26練都都第780号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	技監
副委員長	都市整備部長
委員	企画部長 危機管理室長 総務部長 産業経済部長 地域文化部長 福祉部長 高齢施策担当部長 環境部長 土木部長 教育振興部長 こども家庭部長

別表第2（第6条関係）

幹事長	都市整備部長
副幹事長	都市整備部 都市計画課長
幹事	企画部 企画課長 危機管理室 危機管理課長 危機管理室 防災計画課長 総務部 施設管理課長 産業経済部 経済課長 産業経済部 都市農業課長 産業経済部 商工観光課長 地域文化部 地域振興課長 地域文化部 スポーツ振興課長 福祉部 管理課長 福祉部 障害者施策推進課長 高齢施策担当部 高齢社会対策課長 環境部 環境課長 環境部 みどり推進課長 環境部 清掃リサイクル課長 都市整備部 交通企画課長 都市整備部 まちづくり推進課長 都市整備部 東部地域まちづくり課長 都市整備部 西部地域まちづくり課長 都市整備部 大江戸線延伸推進課長 都市整備部 住宅課長 都市整備部 開発調整課長 都市整備部 建築課長 都市整備部 建築審査課長 土木部 管理課長 土木部 道路公園課長 土木部 計画課長 土木部 特定道路課長 土木部 土支田中央区画整理課長 土木部 交通安全課長 教育振興部 教育総務課長 こども家庭部 子育て支援課長 こども家庭部 青少年課長

別表第3（第7条関係）

部会長	都市計画課長
委員	企画部 企画課 企画担当係長 危機管理室 危機管理課 安全安心係長 危機管理室 防災計画課 防災計画係長 総務部 施設管理課 施設計画係長 産業経済部 経済課 庶務係長 産業経済部 都市農業課 都市農業係長 産業経済部 商工観光課 商工係長 地域文化部 地域振興課 地域コミュニティ支援係長 地域文化部 スポーツ振興課 施設計画担当係長 福祉部 管理課 ひと・まちづくり推進係長 福祉部 障害者施策推進課 管理係長 高齢施策担当部 高齢社会対策課 管理係長 環境部 環境課 環境計画推進係長 環境部 みどり推進課 みどり計画係長 環境部 清掃リサイクル課 計画調整係長 都市整備部 交通企画課 交通企画担当係長 都市整備部 まちづくり推進課 推進担当係長 都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係長 都市整備部 西部地域まちづくり課 まちづくり担当係長 都市整備部 大江戸線延伸推進課 大江戸線延伸推進担当係長 都市整備部 住宅課 管理係長 都市整備部 開発調整課 管理係長 都市整備部 建築課 耐震化促進係長 都市整備部 建築審査課 建築審査第一係長 土木部 管理課 管理調整係長 土木部 道路公園課 公園係長 土木部 計画課 計画係長 土木部 特定道路課 事業推進係長 土木部 土支田中央区画整理課 事業調整担当係長 土木部 交通安全課 安全対策係長 教育振興部 教育総務課 庶務係長 こども家庭部 子育て支援課 庶務係長 こども家庭部 青少年課 青少年係長

5 用語解説

あ行

憩いの森

都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「都市緑地法」という。)および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(平成19年12月練馬区条例第79号。以下「みどり条例」という。)の規定に基づき、樹林地を保全・活用するため、区が土地を借りて整備、開放している1,000㎡以上の市民緑地のこと。

一団地の住宅施設

良好な居住環境を有する住宅群を建設するため、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。)第11条第1項の規定により定めることができる都市施設。近年、居住ニーズの変化に伴い整備を行うため、都市施設指定の廃止と地区計画への移行が行われている。

インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略で、もともとは「下部構造」という意味。転じて道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」を指す。

エイトライナー

環状8号線を基本的な導入空間として、羽田空港から赤羽駅までを結ぶ環状鉄道構想のこと。練馬区、板橋区、北区、杉並区、世田谷区、大田区の6区による促進協議会が設立されている。

NPO(エヌ・ピー・オー)

営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境などの分野で、社会の多様化したニーズに応える役割を果たすことが期待されている。

Non Profit Organizationの略。

延焼遮断帯

道路、鉄道、公園、河川等の都市施設と、これらに近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。地震等による市街地の火災の延焼を阻止する機能を果たす。

オープンスペース

公園、広場など建物によって覆われていない土地の総称。都市の防災性、都市環境の向上、区民の憩いの場の形成に有効とされている。広場や歩行者用などとして整備された空間などのことも指す。

か行

環境施設帯

幹線道路の沿道における生活環境を保全するため、道路の構造や交通量に応じて車道の外側に、車道端から10m(自動車専用道路では20m)の幅で道路用地に確保される植樹帯などの緩衝空間のこと。

緩傾斜護岸

河川の護岸の側面を緩やかな傾斜にし、地震や水害に強くするとともに、住民が身近なところで水と親しめるように整備した護岸のこと。

共同化・協調化

共同化とは、複数の敷地を一体的に利用して建築物を建築すること。協調化とは、隣接する敷地で相互に調整し、建物の高さやデザインを合わせて建築すること。

緊急交通路

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項に基づき、災害応急対策の確かつ円滑な実施のために、一般車両の通行の禁止、制限を交通管理者(公安委員会)が路線と区間を指定して実施する。

景観行政団体

景観法（平成16年法律第110号。以下「景観法」という。）の規定に基づき、景観計画の策定などの景観行政を司る地方公共団体を指す。練馬区は、東京都と協議の結果、平成23年5月1日に景観行政団体となった。

景観重要建造物

景観法第19条第1項の規定に基づき、地域の個性ある景観づくりのため、景観計画区域内の景観上重要な建造物を指定し、維持・保全・継承する制度のこと。所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に許可を受ける必要がある。

景観重要公共施設

景観法の規定に基づき、道路、河川、都市公園などのうち、景観上重要な公共施設を指定し、整備に関する事項を定める制度。景観計画に即して整備する。

景観重要樹木

景観法第28条第1項の規定に基づき、地域の個性ある景観づくりのため、景観計画区域内の景観上重要な樹木を指定し、維持・保全・継承する制度。現状を変更する場合に許可を受ける必要がある。

景観整備機構

景観法第92条第1項の規定に基づき指定された、景観に関する情報提供、景観保全の実務等を支援する組織。練馬区では、平成23年5月に公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（指定時は財団法人練馬区都市整備公社）を景観整備機構として指定している。

景観法

良好な景観形成を図るための、景観についての総合的な法律。良好な景観形成のための理

念、景観計画の策定等、景観形成を支援するための制度などを定めている。練馬区では、景観法に基づく練馬区景観計画を平成23年に策定している。

景観まちづくり地区

「練馬区景観計画」に設けた地区。地域の特性に応じ、区がより重点的に景観形成に取り組むために指定した地区のこと。

景観まちなみ協定制

練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号。以下「景観条例」という。）に基づく制度。区民等が3件以上の小さなまとまりから景観に関するルールを定め、庭先の緑化、デザインやしつらえ等の工夫をし、近隣で協働して景観形成に取り組む。

建築協定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定に基づき、土地所有者等がその全員の合意により、建築物の敷地、構造、形態、意匠等に関して定めた協定のこと。住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、協定を結び認可を受ける。

公園群

いくつかの公園からなるみどりの拠点。城北公園群（都立城北中央公園・羽根木憩いの森・羽沢けやき憩いの森・こどもの森緑地）、光が丘公園群（都立光が丘公園・春の風公園・夏の雲公園・秋の陽公園・四季の香公園）、大泉中央公園群（都立大泉中央公園・大泉さくら運動公園・大泉希望が丘公園）、石神井公園群（都立石神井公園・石神井松の風文化公園）の4つを位置づけた。

交通結節点

鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場など、人や物の輸送（移動）において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われ、交通の流れが集中的に結節する箇所を指す。

交通需要マネジメント（TDM）

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組をいう。Transportation Demand Managementの略。

コジェネレーションシステム

ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなう、エネルギーの効率的な運用の仕組みのこと。

国勢調査

5年ごとに実施される、国内のすべての居住者、世帯を対象とした、人口や世帯等に関する調査のこと。調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用されている。直近は、平成27年10月1日付現在で実施。

コミュニティバス

市区町村内の交通不便地域内で地域住民の交通需要に対応し、利便性向上のために運行する地域密着型のバスを指す。行政がバス会社に委託してバスを運行し、行政サービスとして提供する形が採られている。練馬区では、公共交通空白地域の改善のため、バス事業者に依頼して「みどりバス」を運行している。

さ行

災害時要援護者

災害時に自ら避難することが困難で、避難のために特に支援を要する人のことで、高齢者、障害者等を指す。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力等の非化石エネルギー源（⇔石油・ガス等は化石エネルギーとなる）のうち、再生可能な、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。

市街地開発事業

都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業。一定の地域で、総合的な計画に基づき、公共施設の整備と宅地または建築物の整備を一体的に行う事業を行い、市街地の開発を図る。市街地再開発事業、土地区画整理事業などがある。

市街地再開発事業

都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業のこと。

市民緑地制度

都市緑地法第55条の規定に基づき、区（地方公共団体等）が樹林地の所有者から土地を借りて区民へ開放することにより、みどりのオープンスペースを確保する制度。練馬区では、1,000㎡以上のものは憩いの森、300㎡から1,000㎡未満のものは街かどの森という名称で開設している。

消防活動困難区域

消防自動車が通行可能な幅員6m以上の道路から、消防ホースを伸ばした範囲に含まれな

い区域を指す。消防活動の困難さを示す指標。

生産緑地（地区）

農林業と調和した良好な都市形成を図ることを目的に、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、都市計画に定める地域地区のこと。指定後30年間は農地等としての管理が義務づけられている。

生物多様性

多様な生態系には、そこに特有の個性を持った生物が、それぞれつながりを持って存在すること。食料の供給や気温等の安定、水質の浄化など、いわゆる「自然の恵み」は、生物多様性のバランスの上に成立していて、その損失を食い止めることが世界的な課題となっている。生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、事業計画の検討段階での環境アセスメントの実施を規定している。

た行

タウンマネジメント

地域の魅力向上のため、地域の住民、行政、民間企業やNPO等の団体が連携し、地域の特性に応じたまちづくりの活動を行うこと。

地域景観資源登録制度

景観条例に基づき、地域を特徴付ける建築物または工作物その他の良好な景観を形成すると認められるもの（景観重要建造物等を除く。）を登録する制度。たてもの、みどり、まちかど、風景の4部門からなる。

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に規定されている、比較的小規模な地区を対象に、その区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、保全するために定める都市計画。区域

の方針のほか、道路・公園等の配置、規模や、建築物等の用途、規模、形態意匠、緑化に関する規定等を定めることができる。

特定緊急輸送道路

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）に基づき、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路および輸送路を重点的に確保すべき道路として指定されている。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2の規定に基づく、都道府県が定める都市計画の基本的な方針のこと。長期的視点に立ち都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにする。都市計画区域マスタープランともいう。

都市基盤

都市における活動を支える最も基本となる施設のこと。道路・鉄道等の交通施設、上・下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設などが該当する。近年、情報通信施設、緑地・公園などの施設も都市基盤施設として扱われるようになってきている。

都市施設

都市活動を支える上で必要な施設で、都市計画に定めることができる。都市計画法第11条第1項各号に掲げられ、道路、公園、水道等、様々な種類がある。都市施設は、土地利用、交通事情などの都市の現状や将来の見通しなどから考えて、適切な規模で必要な位置に定めるとされている。

土地地区画整理事業

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）

の規定に基づき、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。基本的仕組みは、土地所有者からの土地の一部提供（減歩）により、道路、公園等の公共施設を整備し、宅地も、公共施設にあわせて再配置（換地）する。

な行

ねりまの散歩道

平成4年7月に設定した練馬区内の景観上特色ある河川などの水辺、公園・緑地のみどりなどをめぐる散歩コース。全部で9コースある。

練馬区震災復興マニュアル

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、復興には長時間を要し、広範囲な施策を実施することが必要との教訓を得た。そのため、まちの復興計画および復興まちづくりなど、被災した市街地の復興に必要な内容をあらかじめマニュアルとしてとりまとめた。平成20年3月策定。

燃料電池

燃料の化学エネルギーから電力を取り出す（発電する）電池を指す。都市ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて発電させる。燃料電池システムは、その際に発生する排熱を給湯や暖房に利用する。

農の風景育成地区制度

東京都と区市町で協力し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全・育成するための制度。農地や屋敷林などが比較的まとまっている地域を指定し、その区域内では、農地の保全を図るために都市計画制度などを活用することとしている。

は行

パークアンドライド

市街地への自動車の流入を抑制するため、自動車は市街地周辺部に駐車し、市街地では鉄道やバス等の公共交通機関を利用する交通システムのこと。Park And Ride.

ハザードマップ

洪水等の災害により想定される被害の範囲を示すとともに、避難所の位置等、速やかな避難のために必要な情報を記載した地図のこと。

バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障壁等を除去しようという考え方。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象。気温分布の等温線が都市を中心にして閉じ、ちょうど都市部が周辺から浮いた島（アイランド）のように見えることに由来する。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法や指定管理者制度等の制度を含む。

避難拠点

練馬区では、大地震が発生した際の「避難所」および「防災拠点」として、全ての区立小学校・中学校（99校）を「避難拠点」と位置づけている。また、そのうち10校に医療救護所を設置している。

避難場所

東京都が、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するために大規模な公園などを指定している。指定は、市街地状況の変化および人口の増減等を考慮して、おおむね5年ごとに見直されている。

ビルエネルギーマネジメントシステム

業務用ビルなどの建築物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのこと。建築物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる。建築物等の建築、木竹の伐採等の行為の際許可が必要となる。

保護樹林

みどり条例の規定に基づき、特に保護する必要があると認められた樹林地について、所有者の申請により指定する。面積300㎡以上が対象となっている。

ポタリング

自転車で散策すること。「ぶらぶらする」という意味の英語「potter」に「-ing」を付けた造語。

ま行

まちづくり条例

平成18年に施行された練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）のこと。都市計画やまちづくりにおける住民参

加の仕組み、開発事業を行う場合の手続きや基準などを定めている。

密集住宅市街地

道路や公園などの都市基盤が未整備のまま、老朽住宅などの建築物が密集して建っている市街地を指す。

みどりの協定（地区）

みどり条例による制度で、地域のみどりの保全と創出について、区民と区が結ぶ協定のこと。区は協定地区に対して、苗木の配布や技術的助言等の支援をする。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境等をデザインする考え方。

用途地域

都市計画法に基づく、地域地区のひとつ。住居用地や商業用地、工業用地など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。指定されると、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められる。

ら行

緑被率

一定の区域に占める農地および樹木や草等のみどりで覆われた区域の面積の割合。

連続立体交差化

道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差化を一挙に実現すること。

